

東金市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 7 月 1 4 日

東金市長 山 下 美 紀

東金市規則第 4 0 号

東金市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

(別紙のとおり)

東金市国民健康保険税条例施行規則の一部を改正する規則

東金市国民健康保険税条例施行規則（平成 17 年東金市規則第 26 号）の一部を次のように改正する。

別記第 2 号様式中「第 24 条第 1 項」を「第 24 条第 2 項」に改める。

別記第 6 号様式を次のように改める。

年度 国民健康保険税 納税通知書（国民健康保険税額決定通知書）
兼特別徴収開始通知書

国民健康保険税額をこの通知書のとおり
決定しましたので通知します。

国民健康保険税は、被保険者の属する世帯主に対して課税されます。世帯主が国民健康保険の被保険者でない場合でも、納税義務者は世帯主となります。

年間保険税額		円
内 訳	普通徴収年間保険税額	円
	特別徴収年間保険税額	円

◎ 課税の根拠等については裏面に記載されておりますのでご覧ください。

世帯コード	
住民コード	
通知書番号	

課税の根拠等について

1. 地方税法第703条の4及び東金市国民健康保険税条例第1条の規定により、賦課期日の4月1日（賦課期日後に納税義務が発生したときはその日）現在で東金市国民健康保険の被保険者の属する世帯主に対し国民健康保険税が課せられます。
2. 賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した月から月割りで算定した税額が課せられることになります。
3. ①. この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、東金市長に対して審査請求をすることができます。②. 処分の取消しの訴えについては、上記①の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、東金市を被告として（東金市長が被告の代表者となります。）、提起することができます。なお、次のいずれかに該当する場合は、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。(1)審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき。(2)処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき。(3)その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。③. ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。
4. この納税通知書に記載されている国民健康保険税の額は、医療給付費分税額、後期高齢者支援金等分税額、介護納付金分税額及び子ども・子育て支援納付金分税額の合計額です。この税金について、ご不明な点がございましたら 課 までお問い合わせください。
5. 納期限までにこの税金を完納しないときは、地方税法の定めるところにより、税額に延滞金を加算して徴収することになります。ただし、税額が2,000円未満であるとき、延滞金額が1,000円未満であるときを除きます。
6. 税率等については、世帯明細書をご覧ください。

国民健康保険税 期別内訳

世帯コード		住民コード	
-------	--	-------	--

普通徴収税額

期 別	第 1 期	第 2 期	第 3 期	第 4 期	第 5 期
納 期 限					
期 別 税 額					
納 付 済 額					
期 別	第 6 期	第 7 期	第 8 期		
納 期 限					
期 別 税 額					
納 付 済 額					

特別徴収税額 年金から天引きさせていただく税額

期別(月)	4 月	6 月	8 月	1 0 月	1 2 月	2 月
期別税額	円	円	円	円	円	円

特別徴収を行う公的年金の種類及び支払者の名称

公的年金の種類		公的年金の支払者	
---------	--	----------	--

あなたの年税額は、円ですが、既に円納付していただいております。(月 日現在)
今後納付していただく金額は円となります。

年度仮徴収（4月、6月及び8月）の仮徴収額につきましては、 年2月と同額になります。
なお、翌年度へ特別徴収が継続される場合は、仮徴収のお知らせを行いません。

国民健康保険税について

1. 国民健康保険税の納税義務者は世帯主です。(世帯主が国民健康保険に加入していなくても、同一世帯に加入している人がいる場合は世帯主が納税義務者となります。)
2. 国民健康保険税の課税額は、医療給付費分税額（被保険者ごとに計算した所得割額、被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合計額）、後期高齢者支援金等分税額（被保険者ごとに計算した所得割額及び被保険者均等割額の合計額）、介護納付金分税額（第2号被保険者（40歳以上65歳未満の人）につき計算した所得割額及び被保険者均等割額の合計額）及び子ども・子育て支援納付金分税額（被保険者ごとに計算した所得割額、被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額の合計額）の合計額です。
3. 期別税額に1,000円未満の端数が生じた場合は、その端数の税額は、すべて最初の期別税額に合算してあります。ただし、特別徴収については、100円未満の端数処理とします。また、税額の変更が生じた場合に増額となった場合で、1,000円未満の端数が生じた場合には、その端数の税額を変更後の最初の期別税額に合算し、減額となった場合には、最後の期別税額より減額をします。なお、課税額（医療給付費分税額、後期高齢者支援金等分税額、介護納付金分税額、子ども・子育て支援納付金分税額）においては、100円未満の端数は、切り捨てをしています。
4. 年度の途中で国民健康保険に加入又は脱退した場合は、月割りで税額が計算（加入した場合はその月から課税となり、脱退した場合は前月分まで課税）されます。加入又は脱退した場合は、14日以内に国保年金課へ届け出をしてください。加入の届け出が遅れた場合であっても、届け出をした日からではなく加入した時点にさかのぼって国民健康保険税が課税されます。
5. 転入された方の所得については、前住所地に確認し、所得割額や軽減等を決定します。所得金額の確認が済んでいない場合には、所得割額が含まれていない納税通知書となっています。所得確認後に税額が変更となる場合には、改めて納税通知書を送付いたします。

問い合わせ先

課税・資格等については、
納付については、

国民健康保険税 税率・限度額・世帯明細書

世帯コード		住民コード	
-------	--	-------	--

税率及び限度額

区分	所得割率	均等割額	18歳以上均等割額	平等割額	賦課限度額
医療給付費分(医療分)	%	円	円	円	円
後期高齢者支援金等分(支援分)	%	円	円	円	円
介護納付金分(介護分)	%	円	円	円	円
子ども・子育て支援納付金分(子ども分)	%	円	円	円	円

世帯明細書

	被保険者 人数	非自発 対象者	課税総所得金額等	所得割率	①所得割額	②均等割額	③18歳以上 均等割額	④平等割額	計 ①+②+③+④=⑤
医療									
支援									
介護									
子ども									

	⑥限度超過額	年間課税額 ⑤-⑥=⑦	軽減 区分	⑧均等割軽減額	⑨平等割軽減額	⑩月割等増減額	⑪減免額	課税額 ⑦-⑧-⑨+⑩-⑪	合計
医療									
支援									
介護									
子ども									

所得による 軽減の判定	総所得金額等	賦課期日等の人数	軽減区分
	円	人	割

※ 課税総所得金額等は、国保加入者ごとに所得から基礎控除(43万円)を差引いた後の金額の合計です。
※ 軽減判定に用いる総所得金額等は、基礎控除(43万円)や各種特別控除を差引く前の所得金額です。
※ 非自発的失業の軽減対象者にかかる給与所得は、30/100として算定した課税総所得金額等を
基に計算しています。

⑤

国民健康保険税の特別徴収（年金天引き）について

1. 特別徴収の対象について

国民健康保険に加入している65歳以上の世帯主のうち、下記の「特別徴収の条件」の全てに該当する方は、保険税が年金天引きとなります。

ただし、この条件に合致されない方については、従来どおりの普通徴収での納付となります。

《特別徴収の条件》

- ・世帯主が国民健康保険の加入者であり、賦課期日において、同一世帯内で国民健康保険に加入されている人全員が65歳から74歳までであること。

（※ただし、特別徴収するための事務手続き中の場合や世帯主の方が75歳になる年度につきましては、年金天引きの対象となりません。）

- ・介護保険料が特別徴収されていること。
- ・特別徴収の対象となる年金の介護保険料と国民健康保険税の合計額が、年金受給額の半分以上を超えないこと。

（※複数の年金を受給している場合は、ひとつの年金のみを天引きの対象とし、老齢基礎年金を基本とします。）

2. 特別徴収の方法について

昨年度から引き続き特別徴収されている方は、10、12、2月の年金からの天引き（本徴収）で、年税額から仮徴収されている額の差額を徴収されることとなり、翌年度の4、6、8月の各月で、仮徴収として本年度の2月分の税額と同額が年金から天引きされます。なお、翌年度へ特別徴収が継続される場合は、仮徴収のお知らせを行いません。

なお、年度の途中で被保険者の異動等により税額が変更となると、普通徴収へ切替または特別徴収と普通徴収の併用となる場合があります。異動等により国民健康保険税が増額される場合、増額分の特別徴収ができないことから、増額分の税額を普通徴収により納付していただくことになります。また、国民健康保険税が減額となる場合には原則として、特別徴収を停止します。ただし、異動の内容等により特別徴収の停止が間に合わない場合もありますのでご了承ください。この場合、日本年金機構等からの通知により、徴収されたことを確認後、還付（充当）いたします。

3. 納付方法の選択について

特別徴収の対象となる方で、希望される方については、「特別徴収」から「口座振替」による納付へ変更できるようになっています。口座振替による納付をご希望の方は、収税課へ申し出いただくことにより、口座振替による納付方法に変更できます。詳細につきましては 課 までお尋ねください。

国民健康保険税 個人別明細書

					世帯コード				住民コード			
被 保 険 者 名	非自	区分	取得月	喪失月	課税総所得金額等	所得割額	均等割額	賦課額	加入月数	月割後賦課額	計	
		医療							/12			
		支援							/12			
		介護							/12			
		子ども							/12			
		医療							/12			
		支援							/12			
		介護							/12			
		子ども							/12			
		医療							/12			
		支援							/12			
		介護							/12			
		子ども							/12			
		医療							/12			
		支援							/12			
		介護							/12			
		子ども							/12			
(他 名)												

※ 個人別明細書には、「平等割額」・「減免額」が含まれていないこと、「月割後賦課額」は端数処理がされていないことから、その合計額は世帯明細書の年税額とは一致しないことがあります。

※ 「非自」欄に○がある被保険者は、非自発的失業による軽減対象者で、給与所得を30/100として算定した課税総所得金額等を基に計算しています。

※ 「子ども」の「均等割額」欄には、「18 歳以上均等割額」を含みます。



千葉県東金市
年度

第 期 領収済通知書

加入者名	東金市会計管理者	口座番号		納付金額		円
------	----------	------	--	------	--	---

年度		通知書番号		住民コード		納期限	
----	--	-------	--	-------	--	-----	--

▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼ ▼

				領 収 日 付 印
CVS収納用				いさ
納税者氏名				



千葉県東金市
年度

納付書(原符)

加入者名 東金市会計管理者 口座番号			
年 度		期 別	
通知書番号			
納付金額	円		
納税者氏名			
様			
納期限			
	領収日付印		
	いさだく		

(金融機関／CVS店舗控)



切り取らないで納付場所にお出し



千葉県東金市

年度

年 度	
期 別	
通知書番号	
納税者氏名	
様	
納付金額	円
納 期 限	
領 収 日 付 印	
収入印紙不要	
(納税者控)	

切り取らないで納付場所にお出し

附 則

この規則は、公布の日から施行する。